

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2111106 号  
令和 3 年 1 1 月 1 0 日  
原子力規制庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 8 月 30 日付け令 03 原機（大安）050（令和 3 年 10 月 6 日付け令 03 原機（大安）058 をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

## II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

### 1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 3 年 6 月 22 日付け原規規発第 2106221 号で許可した内容（以下「変更許可」という。）の保安規定への反映のため、以下の変更を行う。

- ① 照射燃料試験施設における、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理終了に伴う関連規定の削除
- ② 照射燃料試験施設における、一部のグローブボックス及びフードでの核燃料物質の使用終了に伴う取扱制限量の削除
- ③ 照射材料試験施設のキャスクを照射燃料集合体試験施設へ移管することに伴う取

扱制限量の追加

- ④ 照射燃料集合体試験施設への集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計の設置

## 2. 照射材料試験施設及び第 2 照射材料試験施設に係る規定の削除

照射材料試験施設及び第 2 照射材料試験施設について、令第 4 1 条該当施設から令第 4 1 条非該当施設への変更<sup>1</sup>に伴い、当該施設に係る規定の削除を行う。

## Ⅲ. 審査の内容

### Ⅲ－1. 原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める使用施設等の操作等が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

### Ⅲ－2. 原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

#### 1. 使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 5 号（使用施設等の操作）

使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 5 号に関する審査基準は、核燃料物質の臨界管理について定められていること、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取り扱いに必要な事項について定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 5 号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウランの酸化処理終了に伴い、当該作業に係る安全対策に関する規定を削除するものであること。
- ② 照射燃料試験施設での一部のグローブボックス及びフードでの核燃料物質の使用終了に伴い、取扱制限量を示す表から当該設備を削除するものであり、これらを除き臨界管理に係る規定に変更はないこと。
- ③ 照射燃料集合体試験施設へのキャスクの移管に伴い、移管されたキャスクの取扱制限量が変更許可のとおり定められていること。

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 4 1 条に該当する核燃料物質を使用する施設を令第 4 1 条該当施設とし、令第 4 1 条該当施設を除く使用施設等を令第 4 1 条非該当施設という。

- ④ 集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計の取扱制限量が変更許可のとおり、定められていること。
- ⑤ 集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計は、既認可の使用施設等の操作に係る規定に基づき使用すること。

なお、上記のほか、Ⅱ．２．に示す変更については、令第４１条該当施設から令第４１条非該当施設への変更に伴い、当該施設に係る規定が削除されていること、及び記載の適正化として、保安規定内の表の表記の見直しが行われていることを確認した。